

答申第 779 号

諮問第 1334 号

件名：評定表の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、評定表（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 11 月 7 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。
愛知県教委は、県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当し、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、開示しても、右「支障を及ぼすおそれ」は、まったくない。むしろ、県教委が処分基準を定め、客観的、公正に「体罰」関係者の処分を行っていることが明らかになり、県民の行政への信頼は深まるはずである。県教委が、恣意的、不公正な処分を行っていないならば、「支障を及ぼすおそれ」など、微塵も感じる必要はない。

よって、請求どおり開示を求める。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 異議申立人は、本件開示請求に先行して、2013 年 3 月 14 日付で、愛知県教育委員会に対し、行政文書開示請求を行った。その請求内容は、以下のとおりである。（本件関係部分）

「2. 県教委が行なった県立学校教員の体罰に関する調査及び関連する「処分」に関するすべての文書。管理部長、学校教育部長、各課長らの「処分」関係文書も含む。」

- (イ) 上記のように、「『処分』に関するすべての文書」を開示請求したが、その折、県教委は、「教職員の体罰に関する処分基準」（以下、本件「評定表」）の存在に触れることはなかった。換言すれば、その存在を前提に「開示・不開示」の判断することもなく、つまり、本件「評定表」の存在そのものを隠ぺいしたのである。このこと自体が大問題である。
- (ウ) 異議申立人が、本件「評定表」の存在を知ったのは、2014年10月16日新聞記事『体罰処分 厳罰化に否定的』と題する、県教委教育長へのインタビュー記事においてであった。同記事において、教育長は「(略)二六件は内部の基準（非公開）に照らし合わせ、少なくとも懲戒には至らないと判断されたということだ。」と述べている。右「内部の基準」＝本件「評定表」である。
- (エ) さて、異議申立人が、上記(ア)の開示請求に対して開示された体罰関係文書により、体罰状況と処分結果を検討すると、にわかには理解しがたい実態が存在した。つまり、類似の体罰でありながら、なぜ処分結果がこれほど異なるのか、或いは、処分の軽重を誤ったのではないか等々の疑問が湧き、恣意的なものさえ感じたのである。
- (オ) 県教委に説明を求めたところ、県教委担当者から説明がなされた。このような説明がなければ、上記(エ)で記した疑問は、ほとんど了解することはできなかつたであろう。
- そして、この担当者による説明は、まさしく本件「評定表」を前提にしたものと断定できるところであり、そうであるならば、本件「評定表」を不開示にする合理的理由は存在しない。
- (カ) 県教委が、「体罰」教員を処分する場合、本件「評定表」を前提としつつも、一定の裁量性を働かせざるを得ない、微妙なケースが起きる可能性は否定できないが、処分基準である本件「評定表」は公開され、県教委が恣意性を排除し、客観的に処分を行っているということこそ、「公正かつ円滑な人事の確保」に寄与するものであって、開示することで、「支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する」という発想自体が、民主的行政に反するものであり、情報公開条例制定の本旨に反するものである。
- (キ) 県教委は、「本件行政文書では、…教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するものとなっている。よって、仮に本件行政文書が公となると、処分を決定するための具体的な検討過程を容易に推定することが可能となる。」と主張する。
- 恣意性を極力排除するために、「評定表」を作成することは必要である。そして、その内容が客観性を持つか否かは、広く検討されなけ

ればならない。つまり、それは、公開されることによって可能である。

上記新聞記事において、教育長は、「処分が軽いのでは」という質問に対し、「子どもに殴らせるのはよろしくない。ただ、私自身は（県教委内の人事考査委員会が担当する）処分の判断に参画していないので、処分が妥当かどうかのコメントは避けたい」と答えている。

教育長が、「処分が妥当かどうかのコメントは避けたい」とは、何事か。教育長が、設定された処分基準の客観的妥当性を了解し、担当者が当該基準に基づいて処分していると認識しているならば、このような発言になるはずはあるまい。教育長が、この程度の認識なのである。この事実から考えても、処分基準は公にされ、その客観性が検証されなければならないのである。

(ク) 県教委は、懲戒処分に至らない「文書訓告」を受けた場合にも、当該職員に給与上の「不利益」を科すこととしている。当然、当該職員に対する説明を必要とする。その場合も、(当該職員から要求があれば) 処分基準を示して説明がなされるべきである。訴訟になれば、尚更であろう。このような点から考えても、本件「評定表」は、不開示とする文書ではないであろう。

(ケ) 県教委は、本件「評定表」を公にすると、「虚偽の報告をし、又は報告そのものをしないなど、巧妙に立ち回ることが可能となる。…」と述べる。

しかし、そんなことは本件「評定表」を公にしていないうち、これまでもあったことであり、公にした結果、そのような「巧妙な立ち回り」が増加するとも考えられない。

(コ) 県教委は、「懲戒処分の基準」において、体罰については、次のように定めている。

第3 標準例

3 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰等

ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る障害を負わせる体罰をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

つまり、この標準例による限り、体罰の処分は、基本的に「戒告・減給・停職・免職」のいずれか、ということになる。

しかし、県教委は、右「懲戒処分の基準」に、次のようにも定めている。

第1 基本事項

(略)また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

県教委は、上記のように定め、公にしているにもかかわらず、その詳細＝本件「評定表」については、その公開を拒否するという。

先に引用したように、県教委は、本件「評定表」を公開したならば「巧みな立ち回り」が可能となると述べた。

しかし、それを主張するならば、上記「①教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき」についても、公開すべきではなかったのではないか。なぜなら、「事件が発覚しそうな状況」を察知し、先に「自主的に申し出て」、処分を軽減させようとする職員が出ないとも限らない。これも「巧みな立ち回り」の例ではないか。

県教委は、矛盾した姿勢を改め、本件「評定表」を開示すべきである。

- (ㄏ) 先に引用したように、新聞記事の見出しは『体罰処分 厳罰化に否定的』というものである。県教委は、上記「②非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき」を利用し、体罰関係処分の多くは、文書訓告・口頭訓告・嚴重注意処分であり、戒告処分以上はまれである。「標準例」が、標準化していないのである。法において否定されている体罰に対して、「甘い処分」と考える県民が多数いることは否定できないであろう。

県教委は、本件「評定表」を公開し、県民に説明する義務がある。

- (ㄏ) 以上、本件「評定表」は、条例上においても、行政実務上においても公開されなければならない公文書である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件開示請求は、教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）が管理する文書のうち、体罰を行った教員に処分を行うに際し、処分内容を具体的に決定するために使用する評定表と解し、本件行政文書として特定した。

(2) 条例第7条第6号該当性について

体罰は、被害者である児童生徒の身体のみならず、その心を深く傷つけ、児童生徒と教師との信頼関係を損なうものである。このような、体罰のもたらすことの重大さを踏まえ、体罰について公正かつ厳正な処分を行うため、教職員課では、当該課のウェブページに掲載されている懲戒処分の基準に基づき、具体的には、本件行政文書に当てはめて、処分内容を決定している。

懲戒処分の基準においては、非違行為の動機、過去に非違行為を行っているかなど処分量定を判断するための基本事項が掲げられている。

そして、本件行政文書では、懲戒処分の基準とは異なり、教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するものとなっている。

よって、仮に本件行政文書が公となると、処分を決定するための具体的な検討過程を容易に推定することが可能となる。その結果、事情聴取の際に、体罰を行った教員が処分の軽減を図るため虚偽の報告をし、又は報告そのものをしないなど、巧妙に立ち回ることが可能となる。そのようなことになれば、今後懲戒処分を行うに当たり、事実関係についての正確な情報が得られないおそれがあり、また、体罰の被害者や体罰の内容等を知り得る第三者からの不当な介入を助長するおそれがある。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、体罰を行った教員に処分を行うに際し、処分内容を具体的に決定するために使用される評価表である。

実施機関は、条例第 7 条第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、教員による体罰の行為態様、過去の処分状況、被害者の被害状況等についての具体的な各項目が記載されており、公にすることになれば、処分を決定するための具体的な検討内容が明らかとなり、個別の体罰事案を当てはめれば、具体的な処分量定等を推測することが可能になると認められる。

その結果、体罰を行った教員が処分の不当な軽減を図り、又は体罰の被害者や体罰の状況を知り得る関係者が処分の不当な加重を図るため、ありのままの報告をしないなど、処分を行うに当たり、事実関係についての正確な情報が得られなくなるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.19	諮問
27. 2. 4	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 2.10	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 7.17 (第462回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.25 (第474回審査会)	審議
28. 3.28 (第485回審査会)	審議
28. 5.13	答申